平成26年

第1回市議会定例会 議案第55号

函館市地域生涯学習センター条例の一部改正について

函館市地域生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のように 定める。

平成26年2月27日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市地域生涯学習センター条例の一部を改正する条例 函館市地域生涯学習センター条例(平成16年函館市条例第121号) の一部を次のように改正する。

第2条の表中

函館市椴法華総合センター 函館市新浜町1	5 6 番地 1	1.7
函館市南茅部総合センター 函館市川汲町1	5 2 0 番地 4	/ C

改める。

第6条第1項中「定める」を「、函館市南茅部総合センターにあっては別表第4に定める」に改める。

別表第2備考中「この表」を「上表」に改める。

別表第3備考第2項中「この表」を「上表」に改め、同表備考第4項中「場合は」の後ろに「、暖房に係る使用料として」を加える。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4 (第6条関係)

		時間	区分	
区分	午前(午前9時から正午まで)		夜間(午後5時から午後9時ま	

			で)	で)
講堂	3,090円	4,630円	6,180円	12,360円
第1会議室	1,230円	1,850円	2,470円	4,530円
第2会議室(視聴覚室)	1,230円	1,850円	2,470円	4,530円
第1研修室	1,230円	1,850円	2,470円	4,530円
第2研修室	1,230円	1,850円	2,470円	4,530円
調理室	1,440円	2,470円	3,090円	6,180円

備考

- 1 商品の宣伝、展示、販売等営利目的で使用する場合は、上表の規定による使用料の額の5割増しの額とする。
- 2 暖房を使用した場合は、暖房に係る使用料として、講堂にあっては使用 1 時間までごとに 1 , 0 3 0 円を、講堂以外の使用場所にあってはそれぞれ使用 1 時間までごとに 3 0 0 円を徴収する。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(提案理由)

川汲町に南茅部総合センターを設置するため